

判例研究

異議をとどめないで指名債権譲渡の承諾をした債務者が、譲渡人に対抗することができた事由をもって譲受人に対抗することができる場合

法学部教授 田口 文夫

最高裁平成27年6月1日第二小法廷判決，破棄差戻し

(平成26年(受)第1817号，不当利得返還請求事件)

民集69巻4号672頁，裁時1629号1頁，判時2266号49頁，判タ1415号63頁

【参照条文】民法468条1項

【事案の概要】

(1) 平成18年改正前の旧貸金業法43条1項は，債務者が貸金業者に利息として支払ったものが利息制限法（平成18年改正前のもの）1条1項所定の制限を超えていたとしても，①任意の支払であり，②弁済金の受領時に旧貸金業法18条1項所定の事項を記載した書面（以下「18条書面」という）が交付されているなどの要件を満たしていれば，有効な利息の債務の弁済とみなすものとしていた。

(2) 上告人Xは，平成12年1月14日から平成14年2月27日までの間，貸金業者Aとの間で継続的な金銭消費貸借取引（以下「本件取引」という）をした。

(3) Aは，平成14年2月28日，貸金業者B（平成15年1月1日に別の貸金業者である被上告人Yに吸収合併された。以下，合併の前後を問わず，Yと表示する）に対し，本件取引の貸金残債権の譲渡（以下「本件債権譲渡」という）をした。本件債権譲渡に係る契約書には，本件取引に旧貸金業法43条1項の適用があることを前提に，上記貸金残債権は「いかなる適法かつ有効な相殺，反訴または抗弁にも服することはない」と記載されていた。

(4) 本件取引に旧貸金業法43条1項の適用があったとした場合，平成14年2月28日における貸金残債権の元本の額は46万2921円となっていた。他方，本件取引に同項の適用がないとした場合，Xの弁済金のうち利息制限法1条1項所定の制限を超

えて利息として支払った部分（以下「制限超過部分」という）は元本に充当され、その結果、同日における貸金残債権の元本の額が33万9579円に減少していた（以下、本件取引に旧貸金業法43条1項の適用がなく、制限超過部分の充当により元本が減少していたことを「本件事由」という）。

（5）A及びYは、平成14年3月18日頃、Xに対し、貸金残債権の元本の額が「46万2921円」である旨表示して、本件債権譲渡の通知をした。Xは、同月21日頃、Yに対し、異議をとどめないで本件債権譲渡の承諾をした。

（6）Xは、引き続き、平成24年11月19日までの間、Yとの間で継続的な金銭消費貸借取引をした。

（7）その後、XはYに対し、本件取引には、旧貸金業法43条1項の適用がなく、Xは本件事由をもってYに対抗できるとした上、本件取引における各弁済金のうち制限超過部分を元本に充当すると過払金が発生しているとして、Yに対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金の返還等を求めて訴えを提起した。

一審（名古屋地判平成26年1月17日）は、①債権譲渡に対する承諾は観念の通知の性質を有するが、意思表示に関する錯誤の規定が類推適用される（最判平成8年6月18日裁判集民事179号331頁参照）、②Xの承諾は、本件譲渡通知記載の借入金債務が実際に存在すると誤信して行われたものである、③Xの前記誤信は動機の錯誤だが、黙示の表示はあり、要素の錯誤にあたるから、Xの承諾は無効である、④本件取引にみなし弁済の適用があると認めるに足りる証拠は存在しない、⑤貸金業者は、みなし弁済の適用があると認識し、かつそのような認識を有するに至ったことについてやむを得ない特段の事情のあるときでない限り、民法704条の悪意の受益者と推定される（最判平成19年7月13日民集61巻5号1980頁参照）から、Xは本件抗弁事由をもってYに対抗できるとし、Yに対して過払金元金105万円3834円及び利息の支払を命じた。

これに対し、原審（名古屋高判平成26年6月13日）は、①Xは、残債務額46万2921円と記載された本件譲渡通知に対して異議をとどめずに承諾しているから、本件抗弁事由をもってYに対抗することはできない、②Yにおいて、本件取引にみなし弁済の適用がなく、残債務額が上記金額を下回ることについて悪意または重大な過失があったとは認められない、③Xは、本件承諾の動機を黙示的にも表示していたとは認められず、また承諾の要素に動機の錯誤があったとも認められないとして、一審判決を変更し、YはXに対し、過払金元金64万9259円及び利息を支払うべきであるとした。

【上告受理申立理由】

譲受人Bは、本件債権譲渡の際、譲渡人AがXから受領した制限超過部分について貸金業法43条1項の適用がなく、制限超過部分は利息制限法に従って元金に充当される結果、その分だけ残元金が減少していることを知っていたというべきであるから、Xは、Aに対して対抗できる上記事由をもって、B及びこれを吸収合併してその権利義務を承継したYに対して対抗でき、結局、XはYに対し、本件債権譲渡時にBが譲り受けた貸金債権の残元金がそのときに実際に存在した残元金33万6086円であることを主張することができる。

原審においては、債権譲渡の異議をとどめない承諾における、債権譲受人の悪意・重過失の判断につき、最高裁判例に反した法令解釈ないし適用の誤りが認められ、また、重過失の判断に関する審理不届も認められる。

【判旨】

(1)「民法468条1項前段は、債務者が異議をとどめないで指名債権譲渡の承諾をしたときは、譲渡人に対抗することができた事由があっても、これをもって譲受人に対抗することができないとするところ、その趣旨は、譲受人の利益を保護し、一般債権取引の安全を保障することにある（最高裁昭和42年（オ）第186号同年10月27日第二小法廷判決・民集21巻8号2161頁参照）。そうすると、譲受人において上記事由の存在を知らなかったとしても、このことに過失がある場合には、譲受人の利益を保護しなければならない必要性は低いというべきである。実質的にみても、同項前段は、債務者の単なる承諾のみによって、譲渡人に対抗することができた事由をもって譲受人に対抗することができなくなるという重大な結果を生じさせるものであり、譲受人が通常の注意を払えば上記事由の存在を知り得たという場合にまで上記効果を生じさせるというのは、両当事者間の均衡を欠くものといわざるを得ない。

したがって、債務者が異議をとどめないで指名債権譲渡の承諾をした場合において、譲渡人に対抗することができた事由の存在を譲受人が知らなかったとしても、このことについて譲受人に過失があるときには、債務者は、当該事由をもって譲受人に対抗することができると解するのが相当である。」

(2)「これを本件についてみると…Xは、本件取引では18条書面の交付が全くなく、このことはYにおいて知り得たものである旨を主張していたものということが

できる。そうすると、原審としては、本件取引における18条書面の交付の有無や、仮に交付がなかった場合にこれをYにおいて知り得たか否かなどについて審理判断すべきことになるところ、原審は、これらの点について審理判断することなく、単に弁論の全趣旨から旧貸金業法43条1項の適用がなかったと判断した上、Yには重大な過失がないなどとして、Xは本件事由をもってYに対抗することができない旨即断したものである。」(裁判官全員一致)

【評釈】

[1] はじめに

民法468条1項は、債務者が指名債権の譲渡について「異議をとどめない承諾」をしたときは、譲渡人に対抗できた事由をもって譲受人に対抗することができない(つまり抗弁喪失の効力を生ずる)旨を定めている。しかし、本規定については従来より、①「異議をとどめない承諾」の法的性質、②抗弁喪失効の根拠、および、③譲受人の保護要件としての主観的態様をめぐって、判例・学説上の対立があった。判例の動向に関する限りでいえば、①・②の問題はほぼ収束されたといえる反面、③の問題(すなわち譲受人が保護されるには、その主観的態様として、善意で足りるか、無重過失を要するか、それとも無過失まで求められるか)については、後述するように、従来の判例は見解が分かれていた。そうした中、本判決は、最高裁として初めて「無過失」説に立つことを明言したものであり⁽¹⁾、右の問題に「決着をつけた」と評されてもいる⁽²⁾。しかし、本件事案との関係でみると、本判決の射程距離についてはなお問題とされる余地があろう。また、「異議をとどめない承諾」の抗弁喪失効については、債務者保護の観点からは妥当でないとの理由で、今般の民法(債権関係)改正法案では全面的に削除されることになっている。とはいえ、債務者による「抗弁放棄の意思表示」はなお可能と考えられるため、本判決が「抗弁放棄の意思表示」の有効性の解釈にどのような影響を与えるかも、今後の検討課題になろう。

以下、まず、「異議をとどめない承諾」をめぐる従来の理論状況を概観した上で、本判決の理論構成およびその射程距離について検討する。

[2] 「異議をとどめない承諾」をめぐる判例・学説の理論状況

(1) 「異議をとどめない承諾」の法的性質

「異議をとどめない承諾」(468条1項前段)の法的性質について、かつては、債

務承認の意思表示と解する学説⁽³⁾や、抗弁放棄⁽⁴⁾あるいは債務承認⁽⁵⁾の意思表示と解する判例が見られた。しかし、抗弁放棄⁽⁴⁾あるいは債務承認⁽⁵⁾の意思表示であるならば、その効果として「抗弁がなくなるのは当然」⁽⁶⁾であり、抗弁喪失効をわざわざ規定するまでもなかったはずである。また、本規定中の「前条の承諾」という文言から明らか⁽⁷⁾のように、本規定の承諾は467条にいう「対抗要件としての承諾」と同義と解すべきであるから、右の文言に反することにもなる。いうまでもなく、債権譲渡契約は譲渡人と譲受人の合意のみで成立するから、その限りで、債務者の承諾は「譲渡申込に対する承諾」とは異なる性質を有するはずである。つまり、対抗要件にすぎない債務者の承諾の法的性質は、意思表示ではなく、債権譲渡の事実を了知（認識）したという「観念の通知」と解すべきことになる。その後、昭和期以降の判例で、「異議をとどめない承諾」の法的性質を意思表示と解するものは見あたらないようであり⁽⁸⁾、また、学説においても、「観念の通知」と解するのが今日の大勢といっ⁽⁹⁾てよい⁽¹⁰⁾。

もっとも、「異議をとどめない承諾」の法的性質を上記のように解するのが妥当だとしても、では何故に単なる観念通知に「抗弁の喪失（切断）」という強い効力が付与されるのか、つぎの問題になる。

（２）「抗弁喪失効」の根拠

（い）まず、学説は、以下のように整理できようか。

- ①債務承認説⁽¹¹⁾ 債務者が譲受人に対し、当初の債務とは別の債務を新たに負担することを承認するという意思表示の効果であると説くもの。
- ②処分授權説（指図引受説）⁽¹²⁾ 「異議をとどめない承諾」を意思表示の一種と解した上で、468条1項は、仮定的債権の処分（実際には存在しない債権の譲渡）を債務者が承認することで有効となる「処分授權」を表明したもの——すなわち、ドイツ指図引受理論を借用すれば、A（債権者＝譲渡人）がB（債務者）に対してC（譲受人）に弁済するよう指図し、Bがそれを引き受ければ、CはBに対し既存債権と別個の債権を取得する——と説くもの。
- ③禁反言説⁽¹³⁾ 468条1項は、債務者が「異議をとどめない承諾」をしたことにより、それを信頼した譲受人を保護して取引の安全を図るべく、法律が特別の法律効果を付与した——つまり、イギリス法にいう「禁反言」と同一の趣旨に基づく——と説くもの。
- ④公信力説（公信説）⁽¹⁴⁾ 「異議をとどめない承諾」という外観を信頼した譲受人を保護するために、法律が右承諾に「公信力」を付与したと説くもの。

⑤二重法定効果説⁽¹⁵⁾ 468条1項は前段（譲受人保護）と後段（債務者保護）とで二重の効果を定めているとの観点から、前段は、「異議をとどめない承諾」という積極的な意思的関与を行った債務者に責めを負わせて譲受人を保護するものであると説くもの。

⑥信義則説⁽¹⁶⁾ 債務者がした先行行為（異議をとどめない承諾）と矛盾する行為（異議を述べないでおきながら対抗を主張したこと）には効果を認めないという一般原則（信義則）に根拠づけられると説くもの。

これらの各説について、④説だけは、「承諾の外観を譲受人が信頼したことによる効果」を基礎としているのに対して、その他の説は、「承諾という外観を作出してしまった債務者に対するサンクション」を基礎としている、との分析⁽¹⁷⁾がある。他方、上記各説のうち、①説および②説は、「異議をとどめない承諾」を意思表示と解するのを前提にしている点で、他の説と区別される。しかし、前述したように（〔2〕（1））、「異議をとどめない承諾」を意思表示と解すること自体に問題があるほか、②説については、債権譲渡の承諾に「授權」概念を用いたり指名債権に手形理論を借用することに対しては、理論の根幹に係わる疑問が投げかけられなど⁽¹⁸⁾、今日に至るまで、①説および②説を支持する声はほとんど聞かれぬ。他の四説のうち、教科書的な説明によれば、④説が通説（ないし多数説）と目されているが⁽¹⁹⁾、同説に対しては、つぎのような疑問や批判が加えられている。すなわち、（イ）「異議をとどめない承諾」は人的な抗弁を消極的に切断するだけであり、積極的に権利を与えるわけではないから、公信力という表現は不適切である、（ロ）「異議をとどめない承諾」を觀念の通知と見つつ、抗弁喪失という重大な効果を与えるのでは、行為と効果にアンバランスを生じる、⁽²¹⁾（ハ）そもそも承諾は譲渡契約の後でなされることが多く、譲受人は「異議をとどめない承諾」を信頼して取引に入るわけではないから、公信力を用いて根拠づけるのは的外れである、等。なお、これらの疑問・批判に対しては、詳細な紹介は省くが、④説の立場からする反論もなされている。⁽²³⁾

これら各説の理論的な優劣についてはひとまず措くとして、④説と、③説・⑤説・⑥説との根本的な違いは、前記の「分析」が示すように、「抗弁喪失効」を根拠づけるにあたって、「外観に対する譲受人の信頼」に重点を置くか（④説）、それとも「外観を作出した債務者に対するサンクション」に重点を置くか（他の三説）にあるといえる。そして、いずれの立場をとるのが妥当かは、「抗弁喪失効」を受け取る譲受人の範囲、つまり譲受人の保護要件としての主観的態様をどのように解するかの問題にも関わってこよう（この点につき、後述——〔2〕（4））。

(ii) 他方、判例は、当初こそは、「異議をとどめない承諾」を意思表示と解するのを前提に、「抗弁喪失効」の根拠について「抗弁放棄説」⁽²⁴⁾や「債務承認説」⁽²⁵⁾をとるものが見られたが、こうした立場は一時的なものにとどまった。そして、昭和期に入ると、「禁反言説」⁽²⁶⁾に従った判決を経た後、学説において「公信力説」が主流を占めるにつれ、判例もその方向に移った。ちなみに、その代表と目される最判昭和42年10月27日⁽²⁷⁾は、「指名債権の譲渡につき債務者の異議をとどめない承諾に抗弁喪失の効果を認めているのは、債権譲受人の利益を保護し一般債権取引の安全を保障するため法律が附与した法律上の効果と解すべき」と判示する。なお、教科書的な説明によれば、右の最高裁判決を含め、昭和10年代以降の判例はおおむね「公信力説」⁽²⁸⁾に立つものと位置づけられているが、大審院および最高裁判決においては「公信」または「公信力」という用語は一切使われていないとの指摘がなされている⁽²⁹⁾。

(3) 譲受人の保護要件としての主観的態様

(i) 学説は、善意説、善意無重過失説、および善意無過失説に分かれる。各説の論拠をいくつか紹介すれば、以下のごとくである（なお、引用文の後のカッコ書きの部分は、「抗弁喪失効」の根拠についての各論者の立場を示す）。

(イ) 善意鋭——①「468条1項は……債権譲渡の自由の拡大・保障という現代的要請のために、譲受人の保護に重きを置くべきものと解すべきである。しかし、対抗しうべき事由につき悪意の譲受人までも保護すべき理由はないから、善意の譲受人に限るという要件を付加すべきである」⁽³⁰⁾（信義則説）、②「468条は、そもそも譲受人の態様から譲受人保護を導くものではなく、債務者の行為の評価に力点が置かれているのであるから、譲受人の要件としては善意のみを要求すればよい」⁽³¹⁾（二重法定効果説）。

(ロ) 善意無重過失説——③「意義を留めない承諾によって作り出された外観は、全く一方的に債務者によるものであり、譲受人の保護に、彼の無過失まで要求することは妥当でない。悪意に準ずる重過失者のみを保護の範囲から除外すればよい」⁽³²⁾（公信力説）、④「債権譲渡が例外的な法現象ではないこと、債権譲渡の譲受人が債務者の異議を留めない承諾に瑕疵のない債権としての信頼を置くのは通常のことであって、譲受人が債務者の有しているかもしれない多様な抗弁事由について調査する注意義務を負っている……と解するのは無理があることなどから、無過失は必要でない……ただし、悪意に準じる重過失は保護の対象から除外してよい」⁽³³⁾（公信力説）、⑤「承諾による抗弁喪失効の基礎は禁反言にあると考える私見からは、『善意・無重過失』の譲受人が保護されると考え

たい」(禁反言説)。⁽³⁴⁾

(ハ) 善意無過失説——⑥「譲受人の善意・無過失を要すると解すべきである。けだし、表見的なものへの信頼を保護する制度(公信の原則の適用)として当然だからである」(公信力説)⁽³⁵⁾、⑦「承諾行為により作出された基礎のうえに成り立つ信頼のもとでの保護を主張できるためには、譲受人は善意無過失でなければならない」(信義則説)⁽³⁶⁾、⑧債務者がうっかり承諾した場合に(純粋な観念の通知)、譲受人側に普通の注意をすれば債権消滅の事実を知り得たという事情(=過失)があっても、債務者の非を責めて抗弁を喪失させるのはバランスを欠く、とした上で、「取引社会で行われる異議をとどめない承諾は、そのほとんどがうっかりした観念の通知と解されるから、無過失を要求する扱いの方が適切なのである」⁽³⁷⁾(公信力説)。

前述のように(2(i)の末尾、参照)、「抗弁喪失効」の根拠に関して、学説は、「外観に対する譲受人の信頼」に重点を置くものと、「外観を作出した債務者に対するサンクション」に重点を置くものとに大別されるが、後者の立場(「公信力説」以外の説)においては、譲受人の「『信頼』を要件とする必然性は存しない」⁽³⁸⁾、あるいは「譲受人の主観的要件が論理必然的に導かれるわけではない」⁽³⁹⁾との指摘がなされており、そうした指摘は正当と思われる。しかし、譲受人の主観的態様に関しては、上記のとおり、「公信力説」以外の説も、譲受人の善意を要求する(つまり悪意の譲受人を保護対象から除外する)点では一致し、しかし他方で、重過失または軽過失ある場合の保護の可否については結論を異にするという状況を呈している。このことから、「抗弁喪失効」の根拠という本質論に関する見解と譲受人の保護要件に関する見解との間には、「明快な対応関係はない」⁽⁴⁰⁾といえよう。

そこで、譲受人の保護要件としての主観的態様に関しては、つまるところ、債権取引の安全をどこまで保障すべきかという政策的判断、あるいは、「債務者・譲受人の利益衡量」⁽⁴²⁾の問題としてとらえるべきだとの見方も示されている。基本的な視点ないし方向づけとしては同調しえても、それが「公信力説」以外の説から唱えられることについては、一方で「抗弁喪失効」の根拠を「債務者に対するサンクション」ととらえつつ、譲受人の保護要件の場面では一転して「利益衡量」を持ち出すというのでは、理論的整合性を欠くことにもなり、違和感を禁じ得ない。ともあれ、譲受人の保護要件としての主観的態様に関しては、必ずしも論理必然的に結論が導かれるわけでもないことから、近時の学説では、本質論(「抗弁喪失効」の根拠)に関する立場を留保した上で、利益衡量の観点から、一方で取引の安全に配慮しつつ

も、債務者の保護を重視して、譲受人の無過失を要求する見解が散見される。すなわち、⑨「指名債権が転々流通するのであれば、無過失の要求は流通を阻害する恐れがある（手形・小切手の場合は悪意のみを排除している）。しかし、指名債権譲渡はそのような機能を果たしていないという認識を前提とすると、単なる承諾を行ったに過ぎない債務者を保護する観点から、無過失を要求すべきであろう」、⑩「指名債権の流通保護の要請は手形等ほどには大きくないこと、指名債権譲渡の對抗要件としては通知の方が一般的に用いられるが、通知の場合には債務者は抗弁事由を保持する（468条2項）のであり、債権譲渡の自由といってもその程度であること、承諾という對抗要件が用いられるときは譲受人にもそれなりの注意を求めてよいこと、債務者の異議をとどめない承諾による抗弁切断という極めて特殊な効果を積極的に広げるまでもないことから、善意無過失説をとりたい⁽⁴⁴⁾」、および、⑪「債務者のした承諾に比して、不利益が大きいことから（たとえば、二重弁済）、譲受人には善意無過失を求めるべきであろう。譲渡は、債務者とは無関係に行われており、過大な不利益を与えるべきではないからである⁽⁴⁵⁾」、等。

譲受人の保護要件の問題に関しては、今後は、これら近時の学説が説くような理由により、譲受人に無過失が求められる方向で収斂されていくものと推測される——ただし、つねに無過失が求められるかは、なお検討の余地がある。同時に、右問題に利益衡量の手法を採用することが妥当視される限り、「抗弁喪失効」の根拠を「債務者に対するサンクション」ととらえる考え方は、その論理的基盤を弱めていくことになろうかと思われる。

（ii）他方、判例も、従来は、善意説、善意無重過失説および善意無過失説に分かれていた。もっとも、判例をこのように単純に分類する——とりわけ、前二者を「善意説」または「善意無重過失説」という呼び方で括る——のは、不正確であろう。というのは、善意説とされる裁判例はいずれも、譲受人が悪意と認定された事案において、悪意の譲受人は保護されない旨を判示したにすぎず、譲受人が善意だが軽過失または重過失があるときに保護されるかどうかについては言及しておらず、同様に、善意無重過失説とされる裁判例⁽⁴⁷⁾においても、譲受人が善意だが重過失ありと認定された事案において、善意重過失の譲受人は保護されない旨を判示したものであり、軽過失の譲受人が保護されるかについては言及していないからである。これに対し、善意無過失説をとる裁判例は、下級審で2件ほど見られるが、いずれも判例集未登載のため、具体的事案との関連性は明らかでない。⁽⁴⁸⁾

(4) 小括

以上「異議をとどめない承諾」をめぐる従来判例・学説の理論状況を概観したが、若干ながら私見を述べておくことにする。

(イ) まず、「異議をとどめない承諾」が、債権譲渡の成立（ないし権利発生）要件ではなく、「対抗要件」——正確には、譲受人の「権利行使（ないし権利主張）要件」——とされている以上、その法的性質は、債権譲渡の申込に対する承諾（＝意思表示）とは異なり、債権譲渡の事実を了知（認識）したという「觀念の通知」であると解すべきである。

(ロ) 「抗弁喪失効」の根拠については、まず、これを「債務者に対するサンクション」に求める見解（「公信力説」以外の説）には賛同できない。①「觀念の通知」にすぎない債務者の行為と「抗弁喪失」という不利益との間のギャップが大きいこと、②譲渡の通知（468条2項）の場合には抗弁事由が保持されることと比べてバランスを欠くこと、③右の「ギャップ」や「アンバランス」を考慮してもなお、「債務者に対するサンクション」を重視する考え方が正当視されると思われにくいこと、および、④「抗弁喪失効」による譲受人保護を根拠づけるために、「債務者に対するサンクション」が唯一ないし必然のものと思われにくいこと等が、その理由になる。したがって、「抗弁喪失効」の根拠としては、「公信力説」の説くところに与したい。もっとも、「公信力」という語を用いるのは、その一般的な意味・用法からして、適切とは思われ⁽⁴⁹⁾ない。「公信力」という語をあえて使わず、前記の最判昭和42年10月27日⁽⁵⁰⁾のように、「債務者の異議をとどめない承諾に抗弁喪失の効果を認めているのは、譲受人の利益を保護し一般債権取引の安全を保障するため法律が附与した法律上の効果と解すべき……」と説明すれば足りると思われる。

(ハ) 最後に、譲受人の保護要件としての主観的態様については、——前述のように、「抗弁喪失効」の根拠を「外観に対する譲受人の信頼」に求める立場から——「善意無過失説」を支持したい。すなわち、①譲受人の「信頼」を重視する以上、抗弁事由の存在に対する「信頼」に瑕疵があれば、その分だけ「信頼」の度合いも減退し、保護対象から除外される、②抗弁事由の存在について悪意または重過失がある場合は、当然ながら保護に値しない、③軽過失については、当該譲受人の職業・地位（たとえば貸金業者か、一般人ないし消費者か）により、過失の前提としての注意義務（抗弁事由の存在について調査・確認等をする義務）の範囲・程度が異なる——法令等に精通しているべき貸金業者が譲受人の場合は注意義務の範囲も広くなる——と解する。

[3] 本判決の検討

(1) 理論構成および結論の妥当性

本判決は、その理論構成についても、また本件事案に対する結論としても、妥当なものと評価しうる。

(イ) まず、理論構成から検討しよう。本判決は、①468条1項が「異議をとどめない承諾」に「抗弁喪失効」を付与したことについて、前記・最判昭和42年10月27日を引用して、「譲受人の利益を保護し、一般債権取引の安全を保障することにある」としつつも、②「譲受人において上記事由（＝債務者が譲渡人に対抗できた事由——引用者・注）の存在を知らなかったとしても、このことに過失がある場合には、譲受人の利益を保護しなければならない必要性は低いというべきである」とし、ついで、③同規定は「債務者の単なる承諾のみによって……譲受人に対抗することができなくなるという重大な結果を生じさせるものであり」、また、④「譲受人が通常の注意を払えば上記事由の存在を知り得たという場合にまで上記効果を生じさせるというのは、両当事者間の均衡を欠くものといわざるを得ない」とする。すなわち、「抗弁喪失効」の根拠について先例の見解を踏襲した上で(①)、譲受人の保護要件としては「無過失」を必要とするが(②)、その理由は「単なる承諾から生じる結果の重大性」および「債務者・譲受人間の均衡」にある(③、④)、とするものである。468条1項が（単なる承諾に抗弁喪失効を付与するという）きわめて特異な規定であること、ポアソナード（旧民法）草案以降の沿革的事情から現行規定上は譲受人に過度に有利になっていること、および、従来の判例・学説が——「抗弁喪失効」の根拠については対立しながらも——譲受人の保護要件に絞りをかけることによって債務者の不利益を軽減すべく解釈論上の工夫をしてきたこと等を踏まえるならば、本判決が上記のように判示したことの意味は決して小さくないといえよう。ただし、譲受人の保護要件としてつねに無過失を要するかについては疑問なしとしない（後述）。

(ロ) 本件原審が認定した事実によれば、①Xは、Aとの金銭貸借（本件取引）において、利息制限法上の制限超過利息を支払った（本件取引に「みなし弁済」に関する旧貸金業法43条1項の適用がないとした場合は、右超過利息の充当により元本は減少していたことになる）、②AとB（＝Y）間の本件債権譲渡に係る契約書には、本件取引に旧貸金業法43条1項の適用があることを前提に、Aの貸金残債権は「いかなる適法かつ有効な相殺、反訴または抗弁にも服することはない」との記載があった、③Xは、AおよびYからの本件債権譲渡の通知に対して「異議をとどめ

ない承諾」をした、とされている。他方、Xの主張は、Yは、「本件取引に旧貸金業法43条1項の適用はなく、超過利息の充当により元本は減少していたこと」（本件事由）を知っていた、とするものである。したがって、右の本件事由についてのYの主観的態様如何が争点となるところ、原審は、Yには、本件事由について「悪意または重大な過失があったとは認められない」とした。原審の右判断は、おそらく、上記②の（本件債権譲渡契約書中の）「記載」に影響を受けたものと推測される。しかし、悪意はともかく、YがAに対し、「みなし弁済」が有効とされるための「18条書面」の提示を求める等の確認をしなかった点で、少なくとも重過失が認められるのみならず、Yが貸金業者であることを考慮すれば、軽過失が認められてしかるべきであったと思われる。⁽⁵³⁾ 本判決は、前記のような一般論を述べた上で、原審に対し、本件取引での「18条書面」の交付の有無、および、右交付がなかった場合のYの本件事由に関する主観的態様如何について審理を命ずるものであり、本件事案の結論としても妥当と思われる。

（2）本判決の意義と射程距離

本判決は、冒頭でも述べたように（〔1〕）、譲受人の保護要件としての主観的態様について、最高裁として初めて「無過失説」の立場をとることを明言した点で、意義がある。今般の債権法改正（案）により、「異議をとどめない承諾」の「抗弁喪失効」は削除されることになったが、本判決が示した判断は、改正債権法施行までの間に生じる「異議をとどめない承諾」に関する紛争解決の新たな基準となろう。⁽⁵⁴⁾ また、本判決を契機に、債権譲受人（とりわけ貸金業者）においては、債務者から「異議をとどめない承諾」を得ていても、抗弁事由の有無に関する調査・確認等の対策を講じることが必要とされよう。⁽⁵⁵⁾

本判決は、貸金業者が譲受人である事例を対象にしており、消費者金融における消費者（債務者）保護の観点からも、譲受人の保護要件を厳格に解する姿勢は評価されてよい。しかし、譲渡対象たる債権の種類を問わず、あるいは一般市民間での債権譲渡の場合であっても、譲受人の保護要件としてつねに（一律に）無過失を要すると解すべきかは、慎重を要すると思われる。⁽⁵⁶⁾ 本判決を評価するのは、その点を留保した上でのものである。⁽⁵⁷⁾

注

- （1）本判決の解説・評釈として・判例紹介プロジェクト・NBLI058号64頁、岩田合同法律事務所・商事法務2079号79頁、中川敏宏・法学セミナー731号112頁、廣瀬孝・ジュリスト1488号100頁、若林弘樹・民事判例Ⅻ（2015年後期）90頁、池田真朗・私法判例リマークス53号

- (2016 [下]) 14頁, 江森史麻子・駒沢法曹12号155頁。
- (2) 岩田法律事務所・前注(1) 79頁。
- (3) 石坂音四郎「債権譲渡の承諾の性質」法学新報24巻4号66頁, 6号25頁。また, 「意思表示の一種」と解するものとして, 安達三季生「指名債権譲渡における債務者の異議を留めない承諾」法学志林59巻3=4号33頁, 60巻1号31頁, 61巻2号31頁。
- (4) 大判大正5年8月18日民録22輯1657頁。
- (5) 大判大正6年10月2日民録23輯1510頁。
- (6) 野澤正充『債権総論』(弘文堂, 2007年) 221頁, 池田真朗『民事法Ⅱ [第2版] —担保物権・債権総論』(日本評論社, 2010年) 327頁。
- (7) なお, 467条の「対抗」という用語は, 「債務者」との関係(1項)と「債務者以外の第三者」との関係(2項)とで異なる意味に用いられている——後者では「不動産物権変動における対抗」と同義であるのに対して, 前者では「譲受人が債務者に債務の履行を請求できる(できない)」という意味で使われている——との指摘がある(中田裕康『債権総論・第3版』(岩波書店, 2013年) 530-531頁)。このような「対抗」の意味の紛らわしさから, 近時の学説では, 前者つまり債務者との関係での対抗要件を「権利行使要件」あるいは「権利主張要件」と呼ぶものが見られる(池田真朗『債権譲渡の研究 [増補2版]』(弘文堂, 2004年) 108頁, 潮見佳男『債権総論 [第3版]』(信山社, 2005年) 596頁, 近江幸治『民法講義Ⅳ債権総論 [第3版補訂]』(成文堂, 2009年) 259頁)。
- (8) 前述のように, 大正期の大審院は「抗弁放棄」あるいは「債務承認」の意思表示と解したが(前注(4)(5)), その後, 大判昭和9年7月11日(民集13巻1516頁)は, 「新ニ債務ヲ承認スルノ意思ヲ表示シタルト否トヲ問ハス……法律ハ該譲渡承諾ナル観念表示ニ恰モ有効ニ存在セル瑕疵ナキ債権ノ譲渡ト均シキ効力ヲ付与シタ」ものと判示し, 「観念表示」で足りると解するにいたった。
- (9) 我妻栄『新訂債権総論(民法講義Ⅳ)』(岩波書店, 1964年) 537頁, 平井宜雄『債権総論 [第2版]』(弘文堂・1994年) 143頁, 内田貴『民法Ⅲ債権総論・担保物権 [初版]』(東大出版会, 1996年) 201頁, 潮見佳男『プラクティス民法債権総論 [第3版]』(信山社, 2007年) 473頁, 川井健『民法概論3(債権総論) [第2版補訂版]』(有斐閣, 2009年) 264頁, 奥田昌道『債権総論 [増補版]』(悠々社, 2010年) 438頁, 中田・前注(7) 535頁等。
- (10) なお, 前記・大判昭和9年7月11日(前注(8))は, 承諾は積極的な表示を要する旨を述べるが, 譲渡自体についての明瞭な承諾であればよく, 一切の抗弁をしないとか異議を述べないという積極的な表示は必要ないと解すべきであろう(我妻・前注(9) 538頁)。
- (11) 石坂・前注(3)。
- (12) 安達・前注(3)。
- (13) 鳩山秀夫『増訂改版日本債権法(総論)』(岩波書店, 1925年) 360頁以下。近時では, 加藤雅信『新民法大系Ⅲ債権総論』(有斐閣, 2005年) 316頁。
- (14) 我妻・前注(9) 537頁。ほかに, 川井・前注(9) 264頁, 前田達明『口述債権総論 [第3版]』(成文堂, 1993年) 409頁, 近江・前注(7) 266等。また, 淡路剛久『債権総論』(有斐閣, 2002年) 462頁——「異議をとどめない承諾」とは, 債務者によって作出された抗弁は存在しないとする外観を信頼した譲受人を保護するために設けられた制度であるといえは足りる, と述べる——も, ここに含められようか。
- (15) 池田・前注(7) 413頁以下, 同・前注(6) 328頁, 同『新標準講義・民法債権総論 [第2

- 版』(慶応大学出版会, 2013年) 148-149頁。
- (16) 平井・前注(9) 143頁, 近時では, 野澤正充・前注(6) 222頁。なお, 潮見・前注(7) 642頁, 同・前注(9) 478頁——「譲受人の信頼保護というよりも, むしろ, 『異議をとどめずに承諾をした』という債務者の行為面をとらえて, その行為の結果を債務者に帰責しているとみるべきである。……この意味で468条1項前段は, 禁反言ないし矛盾行為禁止の原則が具体的なルールとして発現したものである」と述べる——も, ここに含まれようか。
- (17) 近江・前注(7) 268-269頁——なお, ⑥説は右の分析の対象に入っていないが, 同説の説く趣旨からして, このように分類されよう。
- (18) 池田・前注(7) 366頁以下, 近江・前注(7) 268頁。
- (19) 林良平=石田喜久夫=高木多喜男『債権総論 [改訂版]』(青林書院新社, 1982年) 455頁(高木・筆), 川井・前注(9) 264頁, 平井・前注(9) 142頁, 内田・前注(9) 214頁, 潮見・前注(9) 478頁, 奥田・前注(9) 444頁, 中田・前注(7) 540頁, および, 池田・前注(6) 328頁, 同・前注(15) 148頁等。
- (20) 奥田・前注(9) 444頁——ただし, 公信力という用語の不適切さは指摘するものの, 基本的な立場は支持するようである——, 内田・前注(9) 214頁, 野澤・前注(6) 221頁。
- (21) 池田・前注(15) 148頁。
- (22) 池田・前注(6) 328頁, 同・前注(15) 148頁, 野澤・前注(6) 222頁。
- (23) 近江・前注(7) 266-269頁参照。
- (24) 前注(4)の大判大正5年8月18日。
- (25) 前注(5)の大判大正6年10月2日。
- (26) 前注(8)の大判昭和9年7月11日——「恰カモ有効ニ存在セル瑕疵ナキ債権ノ譲渡ト均シキ効力ヲ附与シタルモノニシテ, 換言スレバ, 法律ガ特ニ認メタル一ノ擬制ニ他ナラ」ない, と述べる。
- (27) 民集21巻8号216頁。
- (28) 奥田・前注(9) 444-445頁, 近江・前注(7) 266頁, 中田・前注(7) 541頁, 等。
- (29) 池田・前注(7) 525頁, 同・前注(6) 328頁, 同・前注(15) 148頁。なお, 奥田・前注(9) 445頁, および, 中田・前注(7) 541頁も, 前記・最判昭和42年10月27日について, 「公信力」という言葉が使われていないことを注意的に述べる。
- (30) 平井・前注(9) 143頁。
- (31) 池田・前注(7) 421頁。
- (32) 林=石田=高木・前注(19) 455-456頁(高木・筆)。
- (33) 淡路・前注(14) 464頁。
- (34) 加藤・前注(13) 316頁。
- (35) 我妻・前注(9) 538頁。同旨, 川井・前注(9) 264頁。
- (36) 潮見・前注(9) 478頁, 同・前注(7) 643頁。
- (37) 近江・前注(7) 270-271頁。
- (38) 近江・前注(7) 269頁。
- (39) 池田・前注(1) 16頁。
- (40) 若林・前注(1) 91頁。
- (41) 角紀代恵「債権譲渡における異議をとどめない承諾の効力」民法判例百選Ⅱ債権 [第7版] (別冊ジュリスト224号) 61頁。

- (42) 池田・前注(1)16頁。もっとも、論者は、二重法定効果説のもと、「抗弁喪失効」の根拠を「債務者に対するサンクション」に求めている——2(i)参照。
- (43) 内田・前注(9)216頁、同『民法Ⅲ債権総論・担保物権[第3版]』(東大出版会、2005年)236頁。
- (44) 中田・前注(7)541頁。
- (45) 小野秀誠『債権総論』(信山社、2013年)397頁。
- (46) すなわち、前注(8)の大判昭和9年7月11日は、取引所法違反の無効な債権の譲渡について債務者が異議をとどめずに承諾した場合、債務者は譲受人に対して右債権のための抵当権の無効を主張しうるかが争われた事案につき、468条1項は譲受人を保護しようとする法意にほかならないから、同条で保護される譲受人は、当該の譲渡される債権に瑕疵のある事実を認識しない善意者に限るべきである、と判示する。また、前注(27)の最判昭和42年10月27日は、未完成仕事部分に関する請負報酬債権の譲渡について、債務者の異議をとどめない承諾がなされても、その債権が未完成仕事部分に関する報酬債権であることを譲受人が知っていたときは、債務者は、右債権の譲渡後に生じた仕事完成義務の不履行を理由とする当該請負契約の解除をもって譲受人に対抗することができる——つまり、譲受人が悪意のときは債務不履行に基づく解除の対抗を受けざるをえない——と判示する。ほかに、大判昭和14年3月9日判決全集6巻9号123頁、最判昭和52年4月8日集民120号421頁。
- (47) いずれも判例集未登載だが、東京高判平成25年8月28日(消費者法ニュース98号264頁)、大阪高判平成26年8月21日(平成26年(ネ)第1117号)——これらにつき、判例タイムズ1415号64頁参照。なお、本稿の考察対象である最判平成27年6月1日の原審(名古屋高判平成26年6月13日)も、善意無重過失説をとる。
- (48) 東京高判平成25年7月23日(消費者法ニュース102号287頁)は、「民法468条1項本文が指名債権の譲渡につき債務者の異議をとどめない承諾に抗弁喪失の効果を認めているのは、債権譲受人の利益を保護し一般債権取引の安全を保障するため法律が付与した法律上の効果と解するのが相当である……から、債権譲受人が、抗弁事由を知っていたか、これを知らないことにつき過失がある場合には、このような保護を与える必要がないというべきである」とし、また、東京高判平成26年6月11日(平成26年(ネ)第1448号)は、「異議なき承諾に抗弁切断効(民法468条1項)が認められるのは、債権譲渡の安全を保護すべく異議なき承諾に公信用を与えた点にあり、抗弁の存在を知っていた又は知らないことにつき過失のある譲受人はかかる保護を与えるに値しないから、悪意又は有過失の譲受人については上記抗弁切断効による保護を受けないと解するべきである」とする——これらにつき、判例タイムズ1415号65-66頁参照。
- (49) この点につき、前注(20)に掲げた文献参照。
- (50) 前注(27)。
- (51) この点につき、池田・前注(7)420-421頁参照。
- (52) 江森・前注(1)163頁は、本判決が示した解釈論を「英断」と高く評価する。
- (53) 若林・前注(1)93頁も、本件でのYが法令に精通しているべき消費者金融業者であることから、抗弁事由の存在等を確認するのは通常の注意義務の範囲内である旨を指摘する。
- (54) 江森・前注(1)163頁。
- (55) 同旨、判例紹介プロジェクト・前注(1)79頁
- (56) 若林・前注(1)93頁は、無過失を要求することが債務者・譲受人間の利益調整として妥当かは、「異議をとどめない承諾をした債務者の側に悪性がみられる場合もあり得るところでも

あり、慎重な検討が必要」とし、また、本判決については、「消費者金融の貸金債権その他債務者の保護の要請が定型的に強いものを射程とするものとして理解すべきである」と述べる。

(57) なお、本稿ではとくに触れなかったが、「抗弁放棄の意思表示」〔1〕で述べたように、債権法改正により「異議をとどめない承諾」に関する468条1項が削除された後も、検討課題となる)については、池田・前注(1)17頁を参照——すなわち、「異議をとどめない承諾をさせられていた債務者(消費者)が、今度は抗弁放棄を強要されるので、問題は何ら変わりはない」、「現行の異議をとどめない承諾よりも債権譲渡取引の安全をはるかに害することになる」等を指摘する。